

第4回労務法制委員会

「判例から学ぶ労務管理の落とし穴と近時の法改正」

労務管理を行う上で必要とされる知識は、労働基準法や労働契約法等を中心とした法律のほか、法律で定められていない部分を補う判例も重要です。労働判例のいわゆる「グレーゾーン」について、逆転判例や問題となった事例を取り上げ、企業はどのような対策を講ずべきか解説を行います。

開催日時等

日時	平成30年10月3日(水) 15:00~17:00
場所	千葉県経営者会館 2階 207 千葉市中央区千葉港 4-3
内容	【内容】 1. パワハラを理由とする損害賠償請求が認められた例 (X社事件) 2. 複数名による警備体制の場合における仮眠時間を 労働時間と認めた例 (I社事件) 3. 育児休業取得後の解雇が無効とされた例 (シュプリンガー・ジャパン事件) 4. 近時の法改正動向
講師	【講師】 リーガルプラス市川法律事務所 弁護士 宮沢 純一 氏
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者 定員 70名
参加費	会員 無料



○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php> より、お申し込みください。
(締め切りは、9月26日(水)です。)

○お問合せ先 (一社) 千葉県経営者協会事務局 小山 TEL: 043-246-1158

Eメール: koyamat@chibakeikyo.jp